

令和8年2月10日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 関 貴 光

1 開催日時 令和8年2月10日（火曜日）午前9時58分～午前10時15分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和8年第1回定例会提出予定案件

①青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

②専決処分の報告について

(2) その他

①児童手当に係る訴訟について

②青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長 関 貴 光
委員 小 熊 ひと美
委員 山 田 千里
委員 万 徳 なお子

委員 木 村 淳 司
委員 竹 山 美 虎
委員 小豆畑 緑

○欠席委員

副委員長 山 本 武 朝

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文
福祉部長 白 戸 高 史
こども未来部長 大久保 綾 子
保健部長 千 葉 康 伸
市民病院事務局長 今 国 弘
環境部次長 齊 藤 寿 一
福祉部次長 福 島 清 裕

こども未来部次長 太 田 直 樹
保健部次長 福 士 秀 徳
市民病院事務局次長 小 鹿 正 憲
福祉政策課長 竹 内 巧
子育て支援課長 泉 澤 豊
保健予防課長 松 島 豊
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 山 下 貴 子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、山本副委員長がけがの療養のため欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和8年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」報告を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」についてであります。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業——こども誰でも通園制度になりますが、令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施されることとなっております。

これに伴い、当該事業を行う者は、市町村が条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を満たし、その旨市町村の確認を受けることにより、市町村が負担する乳児等支援給付費の対象となることができることとされました。今般、国により、市町村の確認を受けた事業者が従うべき基準が示されたことから、当該基準に従い、または参酌して本条例を制定するものです。

「2 本条例の基準となる府令」は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準であり、「3 制定内容」につきましては、運営に関する主な基準として、事前の保護者との面談、他の教育・保育施設との連携、虐待等の禁止などについて規定いたします。

「4 施行期日」につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。

説明は、以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 財源について、自治体の負担が、割と大きいというふうに聞くんですけれども、どんな仕組みになっていますか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 給付費での支給ということになるんですが、交付税という形で入っていると思うんですが、国、県、市などの詳しい負担割合については今、手元に資料がありません。

〔万徳なお子委員「後でぜひ」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 公用車の物損事故における和解に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本事案につきましては、昨年12月11日に開催されました本協議会において御報告申し上げたところであります。

事故の概要等については記載のとおりでありまして、その後、当該事故の和解に向けて協議してまいりましたところ、市は相手方に対し、当該事故による車両修理費及び代車費用として14万8236円を負担することで、令和8年2月3日に相手方との和解が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分をしたものであります。

なお、損害賠償については、市が加入している市有物件災害共済保険で対応しております。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和8年第1回市議会定例会へ提出させていただくものであります。

公用車の運転に当たりましては、これまでも安全運転に努めてきたところでありますが、今後はより一層の安全運転の徹底及び事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和8年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「児童手当に係る訴訟について」報告を求めます。こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 令和6年2月14日開催の本協議会において御報告いたしました、訴訟について（損害賠償等請求事件）に係る判決言い渡しが、去る令和8年1月16日にありました。

委員の皆様には、同日中に、その概要についてタブレット配信させていただきましたが、その後、原告側の動きもありましたので御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 訴訟の概要」についてであります。当事者につきましては、原告が市内在住の児童手当認定請求者で、被告は青森市と国となっております。

原告による訴えの概要についてであります。被告青森市は、離婚前提別居中で子と同居していた原告に対して、原告の配偶者から原告に児童手当の受給者を変更

するには、住民票上で夫婦が別居している必要があると説明したが、児童手当法では住民票上の別居は必須ではなく、別居実態を確認できる挙証資料等を提出できれば、受給者を変更できるものであり、市は法に反した誤った内容の説明をしたというものであります。また、原告は国に対しても、市町村に技術的助言をするに当たり、児童手当法の解釈について誤解を招く内容の通知をしたとし、これらにより、原告は児童手当を受給する利益ないし機会を喪失したとして訴訟を提起したものであります。

損害賠償請求額につきましては、市に対する主位的請求が 41 万円で、内訳としては児童手当 4 か月分の 8 万円、慰謝料 30 万円、弁護士費用 3 万円となっております。また、主位的請求が認められなかった時のための予備的請求が 8 万円で、内訳としては児童手当 4 か月分となっております。

「2 訴訟の経過」について御説明申し上げます。

令和 6 年①月 11 日に青森地方裁判所から訴状が送達され、これまで合計 11 回にわたり口頭弁論や弁論準備手続が行われた後、去る令和 8 年 1 月 16 日に判決の言い渡しがあったところであります。

「3 判決の内容」については、1 つに、原告の請求はいずれも棄却する。2 つに、訴訟費用は、原告の負担とするとなっており、被告青森市の勝訴となる判決が言い渡されたところであります。

最後に、「4 判決後の原告側の動き」についてであります。第 1 審の判決に対する控訴期限が令和 8 年 2 月 2 日であったところ、令和 8 年 1 月 27 日付で原告は青森地方裁判所に控訴状を提出したとの連絡を訴訟代理人から受けたところであります。

市といたしましては、今後、控訴状や控訴理由書が届き次第、内容を精査し、控訴審に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

報告は、以上となります。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員から。

○山田千里委員 判決の内容は分かるんですけども、判決の理由としては、この被告の訴えはすべて違っていたというような内容でよかったですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 国家賠償法上ということで、一体の内容が書いてあるんですが、そこまでは認められないというようなものが書かれている内容になります。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 こういう事実はなかったと。

○関貴光委員長 子育て支援課長。

○泉澤豊子育て支援課長 子育て支援課ですけれども、職員の 1 回目の説明――

住民票を移動しなければ、児童手当の変更ができませんというふうな説明をしたのが、それだけしか説明しなかったのが、国賠法の違反に当たるかどうかというふうなところだったんですけれども、とりあえず1回目の説明はそれだけで済んだんですけれども、そのあとに原告の方がもう一度尋ねてくる可能性もあり、そこら辺までは、市のほうでは、考慮しなくても大丈夫ですよというのが判決になったんです。

ですので、1回目の説明で、そこまで踏み込んで説明しなくても、国賠法の対象とまではならないということになりました。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 要は、居住実態が証明できれば可能だよと。その内容そのものに誤りはないわけですよ。それで、今はそういった説明は1回目からしているということでもよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 今は、ちゃんと説明をしています。

国のほうでも新たにQ&Aで、そのところを詳しく書いたものが出されているというような状況です。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 だとすると、和解できそうな中身なんですけれども、原告側が和解に応じないとか、そういうのはあるのかも分からないんですが、そういうやりとりはなかったですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 和解のお話はありませんでした。

〔万徳なお子委員「そうですか、よろしいです」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

なお、本件につきましては、都市整備部所管のものが1件、保健部所管のものが1件ありまして、都市整備部を所管する都市建設常任委員会に付託される予定となっております。

それでは、保健部所管の改正内容について御説明いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、改正理由ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法であります。この一部改正が行われたことに伴い、青森市手数料条例の別表について改正を行うものであります。

引用する条項の整理が必要となったため、改正するものでありまして、事務の内容や手数料自体に変更はありません。

施行期日につきましては、令和8年5月1日を予定しております。

以上が令和8年第1回市議会定例会に提出を予定しております、青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定の保健部所管に係る概要であります。

報告は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 私、よく分かっていないんですが、これは報告事項に提案されていて、賛否は取らないという意味なんですか。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 先ほど御説明申し上げましたとおり、都市整備部を所管する都市建設常任委員会に付託される予定です。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もう一つ、薬機法……

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてということで、都市整備部の所管になります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 賛否は都市建設常任委員会に付託するとして、この金額は示されますか。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 青森市手数料条例の別表に定めている手数料の額自体は、1品目につき90円というのがありまして、それ自体の変更はありません。

あくまでも国の薬機法の改正によって、手数料条例に引用する条項を記載しているんですが、条項がずれることによって、その条項の番号が変わるという内容でありますので、手数料の変更はありません。

○万徳なお子委員 それって、都市建設常任委員会の資料についているのかしら。

○関貴光委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 この資料自体は共通のものであります。

[万徳なお子委員「すみません、理解が悪くて」と呼ぶ]

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。子ども未来部長。

○大久保綾子子ども未来部長 先ほどの万徳委員の御質疑の特定乳児等通園支援事業の財源についてですけれども、令和8年度から給付費ということになりますの

で、国4分の3、県8分の1、市8分の1という負担ということになります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ということは、今回、本予算の中に入っているということですか。

○**関貴光委員長** 子ども未来部長。

○**大久保綾子子ども未来部長** 入っております。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)